

事務連絡

平成12年4月6日

厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合
並びに特定標準負担額の特例について（情報提供）

平成12年3月28日付け老企第50号老人保健福祉局企画課長通知においてお示ししていた標記の件について、別添のとおり告示及び通知の一部を改正することとしましたので、情報提供いたします。（正式な通知の発出は、告示の公布にあわせて近日中に行うこととしております。）

なお、通知中、「対象収入による階層区分」において0円～400,000円」となっていた部分を、老齢福祉年金額の物価スライドによる改定等を踏まえ、「対象収入による階層区分」において0円～420,000円」と改正しておりますので、ご留意の上、管下市町村等に対する周知徹底に十分ご配慮していただくようお願いいたします。（事務手続き等において疑義がある場合には、下記照会先までご相談ください。）

照会先：厚生省老人保健福祉局

計画課 森田

TEL:03-3503-1711（内線 3929）

03-3595-2888

FAX:03-3595-3670

介護保険課 上田

TEL:03-3503-1711（内線 2164）

03-3595-2890

FAX:03-3503-2167

老 介 第 号
平成12年4月 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局介護保険課長

「厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに
特定標準負担額の特例について」の一部改正について

介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第4項に規定する厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに特定標準負担額については、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成12年3月厚生省告示第63号。以下「介護費告示」という。）及び介護保険法施行法第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額（平成12年3月厚生省告示第64号。以下「食費告示」という。）においてお示ししているところであるが、平成12年4月 日厚生省告示第 号及び第 号において介護費告示及び食費告示の一部を改正したことに伴い、「厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに特定標準負担額の特例について」（平成12年3月28日老企第50号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部を別添のとおり改正したので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

○ 1を以下のとおり改める。

- i 介護費告示の表の上欄の3の項及び食費告示の表の上欄の4の項に規定する「これに準ずると認められる者」を次のとおり定める。

介護保険法（平成9年法律第123号）の施行の際現に介護保険法施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第28条第1項の規定による被措置者に係る費用徴収が、「老人保護措置費の国庫負担について」（昭和47年6月1日厚生省社第451号厚生事務次官通達）別表2に定める費用徴収基準の「対象収入による階層区分」において0円～420,000円に該当するもの。

なお、この取扱いにあたっては、市町村民税世帯非課税者（介護費告示の表の上欄の2の項に規定する市町村民税非課税者及び食費告示の表の上欄の4の項に規定する施行規則第171条の2第1項において準用する施行規則第79条の2第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）であるか否か、老齢福祉年金（介護費告示の表の上欄の3の項及び食費告示の表の上欄の4の項に規定する老齢福祉年金をいう。）の受給権を有する者であるか否かは問わないものとする。

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年 月 日

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合

厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合は、次の表のとおりとする。

	旧措置入所者の所得の区分	割合
一	一の項から四の項までに掲げる者以外の者	百分の九十
二	その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年度（指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月又は五月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く（以下同じ。））が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）	百分の九十。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる割合とする。 イ 基準費用額から当該基準費用額に百分の九十を乗じて得た額を控除した額に特定標準負担額を加えた額が、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の施行の際現に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）を上回る場合（ロに掲げる場合を除く。） 百分の九十五 ロ 基準費用額から当該基準費用額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に特定標準負担額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合 百分の九十七
三	市町村民税世帯非課税者であつて、国民年金法第四の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国	百分の九十七（基準費用額から当該基準費用額に百分の九十七を乗じて得た額を控除した額に特定標準負担額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合にあつては、百分の百）

	国民年金法（昭和三十三年法律第百四十二号）に 基づく老齢福祉年金（その主額につき支給が停 止されているものを除く。）の支給権を有する もの又はこれに準ずると認められる者	
四	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号） 第六条第一款に規定する被保護者	

備考 基準費定額は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月四日
 厚生告示第一二二号）別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表上のロの(1)の(一)に定める単
 位数に二円を乗じて算定するものとする。

（昭和六十一年法律第三十四号）第三十二条第四項第二号の規定に基き、介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年 月 日

厚生大臣 丹羽 雄哉

介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額

介護保険法施行法（平成九年法律第五百二十四号）第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額（以下「特定標準負担額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区 分	額
一 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十一条の二第一項において準用する施行規則第七十九条の二各号に掲げる者以外の者	一日につき七百六十円
二 施行規則第七十一条の二第一項において準用する施行規則第七十九条の二第一号に掲げる者	一日につき五百円

三 施行規則第七十一条の二第一項において準用する施行規則第七十九条の二第二号に掲げる者であつて、特定標準負担額が一日につき五百円であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの	
四 施行規則第七十一条の二第一項において準用する施行規則第七十九条の二第一号に掲げる者であつて、国民年金法（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年国民年金改正法」という。）附則第三十一条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢給付年金（その金額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの又はこれに準ずると認めらるる者	一日につき三百円（介護保険法（平成九年法律第五百二十三号）の施行の際に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第二十八条第一項の規定により費用を徴収されている者であつて徴収されている費用の一日当たりの額（その額が十
五 施行規則第七十一条の二第一項において準用する施行規	円未満の端数があるときは、